

基安発 0216 第 1 号  
令和 3 年 2 月 16 日  
一部改正 基安発 0329 第 6 号  
令和 3 年 3 月 29 日

関係業界団体の長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長  
(公印省略)

珪藻土バスマット等に係る石綿含有製品の輸入、譲渡又は  
提供の禁止の履行確保について

標記につきましては、平成 18 (2006) 年 9 月 1 日から、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 55 条及び労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 16 条の規定等に基づき、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するすべての製品は、試験研究の用に供するものを除き、製造し、輸入し、譲渡し、提供し又は使用することが禁止されているところです。

しかしながら、昨年 12 月以降、一部の事業者が輸入し、国内において販売した珪藻土を主たる材料とするバスマット、コースター及びトレーについて、労働安全衛生法に基づく基準（重量に占める石綿の割合が 0.1%）を超える石綿を含有していることが確認された事案が複数発生しております。

つきましては、同種事案の再発を防止するため、貴会より傘下会員に対し、下記に留意の上、石綿を含有する製品を取り扱っていないかの確認について、周知・依頼いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 珪藻土製品（珪藻土を主たる材料とするバスマット、コースター、トレー、歯ブラシ立て、傘立て、調湿剤及びこれらの類似品をいう。以下同じ。）を輸入、譲渡又は提供する者は、次に掲げる事項を実施すること。
  - (1) 海外から輸入された珪藻土製品について、輸入、譲渡又は提供する前に石綿がその重量の 0.1% を超えて含有していないかの確認を行うこと。国内で

生産したことが明らかでない珪藻土製品についても同様に確認を行うこと。

(2) (1) の確認の方法は、輸入業者、仕入れ元等から石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等を入手し確認する方法に加え、販売者が自ら石綿含有の有無について分析調査を行う方法があること。確認に当たっては、以下の事項に留意すること。

ア 石綿の非含有を証する書面等を入手する場合は、輸出国によっては石綿含有の有無の判断基準が日本とは異なる場合もあることから、単に石綿含有の有無だけでなく、その重量の 0.1%を超えて含有していないことを確実に確認する必要があること。

イ 日本国内で石綿の分析調査を行う場合には、以下の①～⑤いずれかに該当する者による分析を行うことが望ましいこと。

① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される A ランク若しくは B ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者

② 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者

③ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」

④ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」

⑤ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

(3) 石綿をその重量の 0.1%を超えて含有している製品（以下「石綿含有製品」という。）があることが判明した場合には、直ちに当該製品の輸入、譲渡又は提供を停止し、所轄の労働基準監督署まで報告すること。

2 インターネットモール運営者等、自らは販売者でないが電子商取引システムの利用を販売者に提供している事業者は、次に掲げる措置を実施すること。

(1) 珪藻土製品の販売者に対し、石綿含有製品が販売されることのないよう、上記 1 の確認がされていない製品を販売しないことを求める等必要な措置を講じること。

(2) すでに販売された製品について、石綿含有製品であることが確認され、販売者と連絡がとれない場合には、当該製品を使用等することによる石綿ばく露を防止するため、購入者に対し、当該製品が石綿含有であること及び破損等を行うと石綿が飛散するおそれがあることを伝えるとともに、必

要に応じ、地方自治体の指示に従って廃棄等を行うよう伝えること。